

令和 7 年 度

事業計画書

【尚和園】

養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
短期入所生活介護事業
デイサービスセンター
ホームヘルプサービス事業
在宅介護支援センター
居宅介護支援事業
地域包括支援センター
介護老人保健施設
短期入所療養介護事業
通所リハビリテーション事業

【年輪荘】

養護老人ホーム

社会福祉法人 埼玉県共済会

I 重点課題と運営方針

1. 法人運営に係る重点課題

(1) 中長期計画の着実な推進

『中長期計画』の前期計画期間（令和4年度～令和8年度）に取り組む事業の多くは、すでに達成もしくは着手できていますが、幾つかの事業について未だ達成・着手できておらず、令和6年度にこれら事業に関する早期達成・着手に向けたロードマップ（工程表）を作成しました。

今後は、この工程表に基づき着実に事業を進めることが必要となっています。

(2) 危機事案発生時の対応力の強化

令和4年度に『危機管理計画』『災害対策計画』『緊急事態等対策計画』、及び、『自然災害発生時における業務継続計画』『新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画』を、また令和5年度には『感染症発生時における業務継続計画』をそれぞれ作成し、令和6年度には自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画に基づくシミュレーションを実施しました。

今後は、シミュレーションで得られた問題点などについて、計画の見直しを行い、より実態に即した計画とする必要があります。

また、自然災害発生時の地域との協働の在り方について、地域の防災組織等との協議も必要となっています。

(3) 効率的な事業運営

現在、当法人が運営する福祉・介護事業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

今日の専門的人材の不足は事業の継続を脅かし、物価の高騰や賃金の引き上げは法人の財政状況の悪化を招いています。これらは当法人に限ったことではなく、福祉・介護事業者の全てに見られる問題となっています。

そのため、令和4年度に作成した『経費削減計画』の進捗を踏まえた今後の対応を検討するとともに、各事業における業務の効率化を図り、労働の生産性を高めることが求められます。

(4) 人材の育成・確保

当法人では、対人援助を基本とする社会福祉事業や介護保険事業に係るサービスを提供しており、その担い手である職員には豊かな人間性と高い倫理観・専門性が求められます。そこで、令和5年度に人材育成とキャリアアップの仕組みを包含する職員研修計画を作成しておりますが、今後は同研修計画の着実な推進をさらに進める必要があります。

また、先にも触れましたが、福祉・介護分野の人材不足は深刻で、事業者間において人材獲得競争が激化しています。この競争に打ち勝つためにも、休日や給与体系とともに、人材の育成とキャリアアップの仕組みを広くアピールすることが求められます。

(5) 地域福祉活動への積極的な参画

さいたま市が進める地域福祉活動や地域包括ケアシステムの構築における社会福祉法人の役割は大きく、当法人においても原山地区では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、さらに緑区南部圏域地域包括支援センターとの協働による事業を進めています。

また一方、当法人が運営する浦和区南部圏域地域包括支援センターでは、同圏域の地域包括ケアシステムの構築のため、各種団体との連携強化を図っています。

さらに、旧浦和エリア内では、地域包括ケアシステムの一貫として、医師会を中心として設置された『在宅医療・介護連携推進会議』に参画し、在宅高齢者の医療・介護サービスへ

の円滑なアクセスをめざした取り組みを進めています。

今後については、さらに地域の関係機関・団体などとの連携を図り、積極的に地域包括ケアシステムの構築や地域福祉の向上に取り組む必要があります。

2. 法人運営方針

(運営方針)

- ◆ 社会福祉法人としての公益性の観点から、地域社会への貢献と利用者の信頼に応える質の高い福祉・介護サービスの提供をめざします。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症などの感染症が蔓延した際や大地震などの自然災害発生等の際にも、地域のニーズに即したサービス提供を継続できる体制づくりを進めます。
- ◆ 豊かな人間性と高い倫理観・専門性を有する人材の育成を進め、利用者の方々の幸福度を高めるサービスの提供に努めます。

(具体的な取り組み)

(1) 中長期計画の着実な推進

前期計画期間（令和4年度～令和8年度）に実施すべき事業のうち、未達成・未着手事業に関するロードマップ（工程表）に基づき、着実に事業を推進します。

(2) 危機事案発生時の対応力の強化

令和6年度に実施した大地震発生時のBCP（業務継続計画）に基づく訓練、及び新型コロナウイルス感染症発生時のBCP机上訓練の結果を踏まえ、計画の見直しを行います。

また、令和7年度においても、見直しを行った各BCPに基づき、継続して研修やシミュレーションを実施します。

さらに、地震災害発生時の近隣住民の安全確保や生活支援に関して、地域の自治会や自主防災組織等との連携の在り方についても、地域を巻き込んだ対策協議の場の創設について検討を進めます。

(3) 効率的な事業運営の推進

① 『経費削減計画』の達成・見直しの検討

令和4年度に策定した『経費削減計画』に掲げた事業については、概ね達成できています。令和7年度においては、「経費削減プロジェクト」において、達成できていない事業について、改めて取り組みの可否を検討するとともに、新たに着手すべき取組について検討してまいります。

② 生産性の向上

専門的人材の確保が厳しくなりつつある現状を踏まえ、各事業所における業務の仕分けを行い、ロボット・センサー・ICTの活用を含めた労働の効率化を図り、生産性の向上をめざします。

(4) 人材の育成・確保

① 職員研修計画の着実な推進

当法人では、令和5年度に『職員研修計画』を作成し、令和6年度から計画に位置付けた法人研修・階層別研修等の研修を実施しています。

令和7年度においても、引き続き同計画に基づく研修を実施するとともに、内容の充実に努めます。

② 求人情報における『職員研修計画』の周知

人材不足が顕著な介護職員等について、職員研修・キャリアアップの仕組に関する情報は、給与・休日などと同様に職場選択の判断の一つとなり得ます。そのため、ホームペー

ジ等を通じて、求人情報として当法人の『職員研修計画』に関しても、広く周知してまいります。

(5) 地域福祉活動への積極的な参画

当法人では、社会福祉法人が取り組む公益事業の実施だけでなく、原山地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会が実施する高齢者サロンや子育てサロン活動等に対して、積極的に協力・支援を行っています。

今後についても、これらの活動に関して積極的に関与していくとともに、当法人が有する専門的人材や施設・設備等を、地域福祉活動の充実に向け活用いただけるよう働きかけてまいります。

なお、地区の地域福祉活動の基本となる『原山地区地域福祉行動計画』について、現在の取組の更なる充実及び今後必要とされる取組の反映に向け、「原山地区地域福祉推進委員会」へ積極的に関わってまいります。

Ⅱ 各事業の運営及び処遇方針

〔各事業の運営〕

1. 施設福祉

(1) 養護老人ホーム

○ 基本方針

1. 環境上の理由及び経済的理由等により、ご自宅で生活することが困難な方を受け入れ、安全かつ安心して生活できるようサービスを提供します。
2. 受け入れた方の社会復帰の促進を図り、自立した日常生活が営めるよう必要な支援を行います。

○ 運営方針

1. 入所者が健康で生き甲斐のある生活を送ることができるよう支援を行い、地域に溶け込んだ開かれた施設として地域福祉の向上に寄与し、入所者も地域住民の一員であることを自覚して生活できるよう明るい施設づくりを目指します。
2. さいたま市をはじめ近隣各市と密接な連携を保ち、措置対象者及び契約入居者の積極的な受け入れに努め、健全な運営を図るとともに、入所者の生活の場として、できる限り生き甲斐と安らぎが得られるよう明るい施設づくりを目指します。
3. 入所者の意志及び人格を尊重し、人生の先輩として尊敬と感謝の念を持ち、入所者の気持ちに寄り添った処遇を行う施設づくりを目指します。
4. 虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会、感染対策委員会、安全対策委員会を設置し、ケアの質の向上を図るとともに、業務の見直しや住環境の改善を図り、入所者が安心安全に生活できる施設づくりを目指します。
5. 自然災害、感染症によるクラスター発生等の有事の際に、業務を中断させることがないようBCP（業務継続計画）に基づき、研修、シミュレーションを実施するとともに、防災計画の実施、避難経路、避難場所、さらに非常時連絡網等を、入所者及び職員に周知徹底し、安心安全な施設づくりを目指します。

○ 処遇方針

1. 入所者の人格を尊重し、その方の有する能力に応じ、自立した生活を営んでいただけるよう支援します。
2. 入所者の心身の状況等に応じて、自立及び社会復帰のための適切な支援を行います。
3. 生き甲斐のある楽しい生活を営んでいただけるよう適切な支援を行います。
4. 住みよい環境づくり、人間味豊かなホームづくりを目標として入所者の支援を行います。
5. 毎月行う利用者の誕生日会をはじめとし、季節に応じた各種行事を積極的に展開し、楽しみながら変化のある生活を営んでいただけるよう支援します。
6. 健康状態に応じたクラブ活動を奨励し、認知症発症の予防、リハビリ意欲の助長を図り、生きがいのある生活が送れるよう支援します。
7. 入所者や家族等からの相談・苦情等には誠意をもって迅速、的確に対処するとともに、苦情に関しては、規程に基づき適切な対応に努めます。

(2) 特別養護老人ホーム

○ 基本方針

「和を大切にする心」「温かさのある心」「安らかな心」を基本にサービスを提供させて

いただきます。

1. 「和を大切にする心」とは利用者に対して、和やかで穏やかな生活を営んでいただけるよう職員は慈愛の念と『感謝する気持ち』を持ち続けます。
2. 「温かさのある心」とは利用者に対して、思いやり・やさしさ・いたわりの持てる『謙虚な気持ち』を持ち続けます。
3. 「安らかな心」とは利用者に対して、常に安心・安全を提供して、安らかな中で利用者の立場に立った『共感できる気持ち』を持ち続けます。

○ 処遇方針

1. 入居者一人ひとりの幸せを考え支援いたします。
 - ・利用者に対して、人生の先輩としての敬愛・尊敬と感謝の念を持ち、プライバシーを遵守して、常に快適な生活を送ることができる環境を提供します。
 - ・利用者の意思や人格を尊重して、人間味の溢れる環境を形成してサービスの提供を行います。
2. 入居者の思いに添った暮らしを支援いたします。
 - ・利用者及びご家族の背景や個々のニーズを理解した上でサービスの提供を行います。
 - ・利用者の立場に立って、常にサービス提供能力を向上する気持ちを持ち、日々、問題意識を持ちながらサービスの提供を行います。
3. 入居者の生きがいある生活を支援いたします。
 - ・『生活環境』を意識して、利用者と職員が共感できる明るく温かみのある雰囲気作りを常に考え、集団・個別双方の良い点を取り入れたサービス提供を行います。
 - ・法令遵守（コンプライアンス）の考えに基づき、必要なサービスを怠らないように努力をしていきます。

○ 運営方針

利用者に対する誠実で温かみを持ったサービスの提供は不変であることを職員全てが自覚して、利用者や家族から安心と信頼を得られるサービスの提供に努めていきます。

また、多様なニーズに対応できるようケアプランの充実を図り、生活の質の向上を目指すとともに、住み易く生活に馴染める環境作りの確保に努めていきます。

さらに、コロナウイルスをはじめ、インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対して、適宜、感染対策を講じて利用者と職員の安心・安全な環境を維持していきます。

1. 利用者の入居決定にあたっては、入居取扱い規程及び入居検討委員会の適切な運用、運営により、引き続き公正・迅速な対応を期していきます。また、入居希望者の重度化の傾向が強まり、早急な入居を希望されているので、欠員が生じた際は、速やかに待機者が入居できるよう配慮を行っていきます。
2. 身体拘束・抑制については、利用者の尊厳を考慮して、身体拘束の廃止に向けて施設が丸一となって取り組んでいきます。「身体拘束廃止委員会」において、拘束・抑制についてケアの見直しや対策を検討して、今後も身体拘束・抑制を行わないケアを実践します。
3. 下記の委員会を設置していますが、委員会の趣旨や運営について職員に一層の指導や周知を行い、ケアの質の向上、業務の見直し、住環境の保全・改善、コスト面の効率化などを検討していく中で、職員各自が責任と自覚を持った業務を遂行していくよう努めていきます。

- | | | |
|------------|----------|----------|
| ・身体拘束廃止委員会 | ・事故防止委員会 | ・褥瘡予防委員会 |
| ・排泄委員会 | ・口腔ケア委員会 | ・ケア向上委員会 |
| ・虐待防止委員会 | ・研修委員会 | |

4. 行事については、園内の定例行事や生活リハビリを目的とした行事の充実を図ります。但し、新規入居利用者の重度化に加えて、すでに利用している利用者も重度化が進んでいることから、入居者の状態に応じた行事内容の見直しを行っていきます。

また、コロナウイルス及び種々の感染の対策を講じながら、園外の行事（散歩・買い物等）も安全性の確保を第一に考えて行っていきます。さらに季節行事等を企画して、実施していきます。

5. 家族との連携・協働については利用者の心豊かな生活を確保していくため、家族と施設との相互理解を深め、適切に情報交換し、家族との連携・協働に努めていきます。

コロナウイルス感染症が5類になったことを受け、面会条件の段階的な緩和を検討し、継続して安定した家族間の交流が図れるよう努めていきます。

また、ケアプランを策定し、本人や家族に対して介護計画を提示して介護内容を理解していただき、利用者に対して施設と家族が連携を密にするよう努めていきます。

6. ケアの質の向上については、提供するサービスの普遍化、利用者が安心・安全で安らぎを得られ、また意欲の向上や不安解消が図られるよう常に利用者の目線に立ったサービスの提供を心掛け、利用者の人格を尊重して、利用者・職員が相互に笑顔のあるサービスの提供に努めていきます。

また、実際の介護の提供にあたり、センサーマットやリフト等の介護ロボットの導入により、移乗介助や見守りケア等において、入居者の安全の確保が図られるとともに、職員の介護負担の軽減にも繋がっており、今後も双方の安心できる環境の整備に努めていきます。

更に、職員研修の一層の充実を図り、ケアの質の向上に努めていきます。

7. 職員の資質の向上については、医療職・介護職は直接援助職員であるとともに対人援助職員の側面があることから、自らの専門性にケアマネジメントを加えた専門職としての自覚を持つことが大切です。そのために、研修の開催やいかにモチベーションアップを図っていくかを議論しながら、前向きな気持ちを持って資質の向上に努めていきます。

また、新規職員の採用にあたって、業務経験が少ない、介護業務の知識が乏しい職員もいることから、業務マニュアルを作成して業務の基本や技術の把握に努めていけるよう配慮を行っていきます。

8. 感染症対策については、コロナウイルス感染症が5類となりましたが、感染により重症化するリスクはあるため、インフルエンザやノロウイルス等の感染症を含めて、油断する事なく、継続して予防研修の実施、感染症必要備品の配備、職員の感染症予防への喚起を行なって、感染症の発生を防いでいきます。

また、施設でクラスターが発生した経験を活かし、感染者が発生したことを想定したゾーニング訓練をはじめ、感染を最小限に抑えるための初動対応が、速やかに実践されるような体制の整備に力を注いでいきます。

9. 老人保健施設尚和園アンシャンテとの連携については、特養と老健の対応が類似している点も多いことから、相互の連携を強化していくと共に待機者の情報共有化を図り、質の高いケアの実践を目指していきます。また、必要によっては特養への入居を検討していきます。

10. 養護老人ホーム尚和園、年輪荘との連携については、要介護認定を受けている養護老人ホームの利用者が増加していることから、社会的使命の観点からも連携を図って、必要が生じれば、特養への入居を検討していきます。

11. ショートステイについては、空床型利用ではありますが、在宅サービスにおいて欠くことのできないサービスであることを認識し、地域資源としてその役割を果たせるよう市町村・居宅介護支援事業者・サービス提供事業者・地域包括支援センター等と連携して受入れを行います。

また、入居を前提とした体験入居としての活用も進め、利用者にとって支障のない入居受け入れを図ります。

12. 看護・介護人材の確保については、介護業界への就職希望者の減少、少子高齢化に伴う労働人口の減少、多数の介護事業所や介護施設の競合が人材確保難に拍車をかけています。

今後については福祉系の高校・大学及び専門学校などとの連携強化、並びに外国人労働者の雇用、雇用条件の見直し・職場環境の見直し・福利厚生の実充などに積極的に取り組みながら、介護技術を高めキャリアアップが図れる環境を作り人材確保に努めています。

13. 自然災害の発生や感染症、緊急事態などが起こった際の対応について、近年、大規模な災害が頻発しており、有事の際は以下のBCP・対策計画に則り、業務を中断させないように準備をするとともに、仮に業務が中断した時にも早急に優先すべき業務から復旧していくための対応を図ります。

- ・自然災害発生BCP ・感染症発生時におけるBCP 災害対策計画
- ・危機管理計画 ・緊急事態等対策計画

14. 東館が建設されてから20年以上が経過し、設備の老朽化が目立ち、修繕費が加算しているため、年度毎の修繕計画を作成して維持管理に努めていきます。

(3) 介護老人保健施設

◎基本方針

一、尚和園アンシャンテは、介護老人保健施設のプロフェッショナルとしてのサービスを提供します。

一、尚和園アンシャンテは、尚和園の伝統と精神を重んじサービスを提供します。

一、尚和園アンシャンテは、地域の中核施設として地域福祉に貢献します。

(運営方針)

◎令和7年度目標

・施設入所 定員100名に対する年間平均稼働率91% (91名)

・通所リハ 定員40名に対する平日の年間平均利用率75% (30名)

昨年度の施設入所の稼働率目標は95%でしたが、ここ数年は未達成であり、取り巻く環境や実態を考慮し現実的な目標を掲げるとともに、収入確保のため従来の「基本型」から「強化型」への変更を行うこととします。

加えて、組織的な取り組み及び生産性向上に向けた確保及び確立が必要であり、そのためには「・・・は出来ません。」ではなく、「達成するためにはどのような工夫並びに新たな創造が必要か」という考え方に立ち、職員一人ひとりが発想の転換と生産性の向上を目指した体制づくりと業務遂行能力の強化に努めます。

- ① 職員のレベルアップにより、職員一人当たり並びに一床当たりそれぞれの事業収益の増加＝生産性の向上に努めます。
- ② 移行する「強化型」の確実な維持と更なる発展のため、医療機関からの受入れの強化及び安定した体制に必要な組織づくりに努めます。
- ③ LIFEを中心とした加算の新規取得及び上位取得に努めます。
- ④ PDCAサイクルの継続的な繰り返しにより、日常業務の中にある「ムリ・ムダ・ムラ」を解消し、継続的な業務改善を実施します。
- ⑤ 財務体質の強化については、全ての職員が、計算書類の数値の内容を理解し、危機意識を持った上で、「問題点の把握、改善のための効率的な対策の策定及び遂行、数値への貪欲な追及」に努めます。

- ⑥ 介護予防事業への療法士等の派遣、在宅福祉部との情報交換、利用者及びその家族との情報共有、看護・介護・リハビリ関連学校・介護職養成学校等の実習生の受入れや地元中学生の職場体験の受入れ等を積極的に行います。
- ⑦ 職場環境に対し職員全体で関心を持ち、介護ロボットや各種システムを検討し、導入できる可能性を探り、職場環境の向上に努めます

(処遇方針)

- ① 多職種協働による個々の利用者に即した良質なサービスの提供に努めます。
 - ア 全職員が、利用者の尊厳と人権・人格を尊重し、利用者の身体状況、日常行動の特性等を十分把握し、職員間における情報の共有を密に保ち、利用者にあったサービスの提供に努めます。
 - イ 各種委員会及びその実働隊としてのワーキンググループの活動を中心に、職員研修の充実を図り、業務知識及び技能の向上に努めます。
- ② 良質な食事の提供と食中毒及び感染症の予防
 - ア 食事等は、温冷配膳車の活用などにより、メニューに合わせた作り立ての状態で提供します。
 - イ 食事は、利用者の状態に合わせて管理され、季節感のある旬な献立を提供します。
 - ウ 常時衛生的な施設・設備及び環境を維持し、食中毒及び感染症予防に努めます。
- ③ 介護等の事故防止と災害への備えの強化
 - ア 万一、事故が発生した場合は、自然災害発生時・感染症発生時等のBCP（事業継続計画）並びに緊急事態対策計画等に基づき、速やかに行動し、対応を実施し、事故原因の究明と事故の再発防止に努めます。
 - イ 上記のために、各計画の内容を十分に理解し、繰り返し実施する訓練に基づき、継続的な見直し及び対策を強化します。

(4) 年輪荘

① 基本方針

『高齢者がいつまでも健康で、生きがいのある生活を送ることができるような生活支援を行い、かつ地域に開かれた施設として地域福祉の向上に寄与していきます。』

② 運営方針

さいたま市年輪荘の指定管理者として、次により管理運営をしてまいります。

- ア 私たちは、利用者の基本的人権を尊重して施設サービスを行います。
- イ 私たちは、利用者の立場に立った運営を行ないます。
- ウ 私たちは、個人情報保護を遵守し、必要な情報公開を実施します。
- エ 私たちは、地域に開かれた施設を目指していきます。
- オ 私たちは、「安心」「やすらぎ」と「希望」を重視し、お年寄りに喜ばれるサービスを目指します。

③ 経営基盤の安定及び効果的な運営の確保

- ア 施設経営の基本方針を基に、施設運営の情報を広く周知し、市はもとより各福祉関係機関等との連携強化に努めながら、安定した事業運営が行えるよう養護老人ホームとしての情報提供を含めた訪問活動を積極的に行っていきます。
- イ 虐待や緊急保護などの緊急入所の受入れも積極的に行い要保護者が安心、安全に施設生活を送れるよう支援していきます。
- ウ 利用者の身体機能低下にも対応できるよう、尚和園訪問介護事業所と連携し、サテライト事業所としての訪問介護サービスの提供を実施していきます。
- エ 引き続き快適な生活環境が継続できるよう、施設管理業務計画書をもとに自主整備

点検及び外部委託等により、施設の維持管理を適切かつ効率的に実施していきます。
オ 光熱水費においてはさいたま市が掲げる前年比の1割減を目標に定め、削減率を見える化し意欲的に取り組むことで経費の節減を図っていきます。また、夏期・冬期の節電及び節水計画を実施し対応していきます。

④ 利用者満足度の向上等

- ア 昨今、認知症や精神疾患などを有する利用者が増加傾向にあり、これら利用者の多様化するニーズに対応するため、個々のアセスメントを適切に行い、持てる力を発揮できるよう個々のニーズを的確に個別支援計画に反映し、自立支援を促していきます。
- イ 生活を送る上で支援や介護を要する利用者に関しては、介護保険サービス等を利用しながら、できるだけ長く自立した生活が持続できるよう適切な支援をしていきます。
- ウ 利用者アンケートや寮ごとの懇話会の開催、ご意見箱の設置などを行い、利用者の意見や要望を把握し、生活しやすい環境づくりを進めていきます。
- エ 旧デイルーム（日常動作訓練室）の有効活用として、朝のラジオ体操の実施や利用者の各クラブや教室活動、行事や年2回の健康診断などを行う場として、幅広く利用活用し、利便性の向上に努めていきます。

⑤ 地域との連携、開かれた施設

敷地内を開放した地元自治会主催で行われる朝のラジオ体操の実施や隣接保育園通園者への駐車場の開放、人権擁護委員による人権交流会の実施、保育園児を招いた誕生会の交流など、地域とふれあう機会を設けていきます。また、地元自治会による夏祭りや正月の獅子舞披露等の行事への参加を予定し、社会的繋がりを可能な限り支援していきます。

⑥ 給食

- ア 月1回、給食会議にて入所者からの要望・意見を踏まえ協議を行うとともに食中毒の予防等、衛生管理に努めます。
- イ 嗜好調査を年1回実施し、調査結果を基に改善していきます。
- ウ 毎月主な献立のメニュー等を新聞ポスターとして掲示し、利用者に事前にアピールしお知らせします。

⑦ 健康管理、感染対策

- ア 定期的な受診の実施のほか、通院困難者には介助者による送迎により、受診をサポートするとともに、嘱託医師や精神科医師による定期診察と診療を実施し、早期の治療に努めていきます。
- イ 健康診断や感染症予防接種の実施、毎日の日課としてのうがい・検温・室内換気と食事前の手洗いと消毒の実施など事前の予防に努めていきます。
- ウ 感染症対策につきましては、安全対策委員会にて情報の共有化を図るとともに協議を行い、適宜マニュアルの見直しを図っていきます。

⑧ 防災管理、対策

- ア 消防署指導による年2回の防災訓練を実施するとともに、防災協定を結んでいる地元自治会との防災の集いを実施していきます。
- イ 災害時等の安心安全な体制を確保するため、マニュアルを随時見直し、避難場所・避難経路・備蓄品リスト・非常時連絡網などを、利用者及び職員に周知徹底を図るとともに平常時から安全対策を講じていきます。

⑨ 組織の活性化

業務体制や危機管理体制に関する各種会議・委員会を開催し、それぞれの役割を果たし組織力を高めていきます。

⑩ 職員の資質の向上

- ア 人事評価制度の導入により職員が自己の職責を理解し、職務に対する意欲の強化・開

発に努め、働きがいの追及と実績の向上を図っていきます。

イ 研修意向調査を基に、職員研修計画を策定し実施していきます。

2. 在宅福祉

在宅福祉部 運営方針

- ① 介護保険法の理念に基づき、介護予防に重点を置き、認知症の方、一人暮らしや高齢者のみの世帯、さらに医療ニーズが必要な高齢者の方に対しても、自立の可能性を最大限に引き出す支援に努めます。
- ② 私たちは、単に介護保険サービスの提供だけにとどまらず、地域の中の高齢者一人ひとりの生活全般にわたり、地域住民や組織団体とともに見守り、支えることができるよう、住民相互の助け合い、支え合いの体制づくりに努めます。
- ③ 家庭で暮らすことが難しくなり高齢者福祉施設に入所されている高齢者のうち、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする高齢者」に対して、安心かつ心豊かに暮らせるように、施設と連携し在宅サービスの提供に努めます。

(1) デイサービスセンター

デイサービスセンターの事業目的は、要介護状態、要支援状態にある高齢者及び事業対象者に対し、ケアプランに基づき、適切な通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供することにあります。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉サービス提供者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

新型コロナウイルス感染症のみならずインフルエンザ等の各種感染症のまん延防止のために、ご利用に当たっては、送迎車への乗車前の検温実施とご家族を含めての体調把握を継続し、事業所内の換気及び消毒の実施等の感染予防策を講じます。また、自然災害発生時の事業継続については、BCP訓練の実施ならびに対応策について整備いたします。

さらに、介護サービスの質の向上を図る観点から「科学的介護推進体制加算評価項目に基づく「通所介護計画書」を策定し、食事サービス・入浴サービス・送迎サービス・機能訓練及び運動器機能向上訓練・アクティビティサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

新規利用者の増加に向けた取り組みとしては、個別機能訓練の充実、アクティビティサービスの見直しやホームページを活用した広報活動を行います。

加えて、法人内の養護老人ホーム入居者に対しても、心身の健康維持を図り、心豊かに生活が送れますよう、介護サービスの提供に取り組んでまいります。

また、今年度の事業目標は、全国平均の71.2%以上を達成するために72%といたします。

(2) 通所リハビリテーション

① 安定的運営の確保のための目標達成及び生産性の向上については、基本的には入所施設運営と同様とします。

② LIFEを中心とした新規加算の取得及び同じ加算の上位取得に努めます。

③ 施設運営が「強化型」に移行し、リハ職員の増加に伴い、戦力的に強化されたことにより、入所施設利用者への入退所連携を強化及び利用者へのリハ機能の充実に努めます。

(3) ショートステイ事業

- ① 養護老人ホームについては、従来通り事業契約市と密接な連絡を保ち、概ね一週間程度の施設利用とし、ベッド又は居室の空き状況をみて、できるだけ需要に応じて受け入れると共に、利用者のサービスに努め家族の介護負担の軽減を図っていきます。
- ② 特別養護老人ホームのショートステイについては、在宅サービスにおいて重要なサービスであることを自覚して、地域の結びつきを重視して、市、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、地域包括支援センター等と連携していきます。
- ③ 介護老人保健施設尚和園アンシャンテの短期入所療養介護事業は、空床利用事業として実施しているものです。居宅事業や短期利用で対応できる利用者の利便等を考慮し、施設利用事業の利用状況を見つつ実施していきます。
- ④ 利用者からの相談・苦情等に対しては、誠意をもって迅速・的確な対応を図るよう努めていきます。

(4) ホームヘルプサービス事業

介護サービスの担い手が不足する中、当事業所では、職員の負担をできる限り軽減するためICTの積極的な活用を図り、訪問記録から国保連への請求までの業務を一貫して行えるように業務を効率化するとともに、新たな職員の確保については、本部事務局とも連携を密にし、求人方法の検討や他部署の職員の兼務などを検討してまいります。

また、提供するサービスについては、今日、全ての団塊世代の方々が後期高齢者となり、価値観やライフスタイルはさらに多様化しておりますことから、当事業所では介護や支援を必要とされる高齢者の方々については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、及び関係機関や団体などとも連携を密にし、利用者様各々の価値観・ライフスタイルに応じたサービスを提供します。

比較的介護度が軽い方については、「介護予防」「自立支援」を図るための「日常生活支援総合事業」を、またより介護度が高い方には、居宅サービス計画や訪問介護個別支援計画に沿った身体介護（入浴・排泄・衣服着脱等）、及び家事援助（調理・洗濯・掃除・買物等）の支援を行い、ご家族等介護者の方の負担の軽減を図ります。

さらに、尚和園養護老人ホームや令和5年10月にサテライト事業所を設置した養護老人ホーム「年輪荘」に入所されている要支援・要介護の高齢者の方々についても、より豊かな施設生活を送っていただけますよう訪問介護サービスを提供します。

また、サービスの質の向上をめざし、今後とも職員に対して調理実習、実技演習、認知症初任者研修を実施いたしますとともに、ZOOMを活用した研修や外部の研修会などにも積極的な参加を進めてまいります。加えて、新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症への対応や、大地震などの自然災害に対する対応についても研修と訓練の実施に努めてまいります。

なお、本年度も、さいたま市浦和区、緑区及び南区にお住いの障害者の方々を対象として、居宅介護、重度訪問事業、同行援護及び移動支援事業からなる障害福祉サービスを実施いたしますとともに、介護保険や障害福祉サービスの対象とならない制度の狭間におられる方々に対しましても、訪問介護保険外サービスの提供を行い、サービスを必要とされる皆様のニーズに応じて、柔軟かつ機動的なサービスの提供に努めてまいります。

(5) 在宅介護支援センター

さいたま市から業務委託を受けて実施するもので、「さいたま市在宅介護支援センター運営事業実施要綱」に基づき事業を行います。

事業の目的は、在宅の要援護高齢者及び要援護者になるおそれのある高齢者並びにその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、適切な保健福祉サービスが利用できるように各種の支援や総合調整を行います。

在宅介護支援センター業務の実施に当たっては、緑区高齢介護課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所及び民生児童委員協議会等と連携を図り、協働をこころがけ地域との結びつきを深めていきます。

また、民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会、自治会、老人会等の諸団体の集会やサロン活動等に参加し、顔の見える関係づくりに努めます。

介護予防教室・転倒予防教室については、地域包括支援センター浦和しぶや苑と協働し原山公民館に於いて月2回開催していきます。

すこやか運動教室は当園の園庭に設置された運動遊具を利用して地域指導員と共に参加していきます。

尚和園オレンジカフェは誰もが参加できる集いの場として、会議室を開放し、地域包括支援センター浦和しぶや苑と協働し、月1回開催していきます。

地域と共に感染症や災害への対応が強化されるよう、在宅介護支援センターとしての役割を担っていきます。

(6) 居宅介護支援事業

居宅介護支援の事業を行うにあたっての基本方針として、「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念を実現するため、利用者からの相談、依頼があった場合には、利用者の立場に立ち、その居宅において日常生活を営むための支援を行います。このほか、利用者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等を踏まえた事業運営を図ります。

介護支援専門員は、要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援（ケアプランの作成とその状況の把握、利用者やその家族、指定居宅サービス事業者との連絡調整、介護サービス等に関する情報の提供など）を行うことを目的とするもので、事業の実施にあたっては関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、利用者・家族の意向を重視した総合的な支援が図れるように努めます。

また、介護予防、日常生活支援総合事業を実施しており、委託者（地域包括支援センター）より委託を受けて介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメントを行い、利用者からの相談、苦情等に対しては、誠意をもって迅速、的確な対応を図るよう努めます。なお、介護支援専門員として専門知識を深め、相談援助技術を向上させていくことを目的に毎週ミーティングを開催し、研修計画に基づき、講師を招いた内部研修も実施いたしますとともに、感染症や災害への対応力も強化していきます。

さらには、公正中立な立場での業務実施に努め、質の高いケアマネジメントを実施する事業所評価を受けられるよう努めます。

その他、介護保険法定研修等における実習受入事業所として、人材育成への協力体制を整備していきます。

(7) 地域包括支援センター

包括支援センターでは、高齢者が要支援・要介護状態等になることをできる限り防ぎ、要支援・要介護状態になってもそれ以上に悪化しないようにするため、介護予防ケアマネジメント業務を行っています。2025（令和7）年は、介護業界でのターニングポイント「2025年問題」として注目されています。1947～1949年の第一次ベビーブームに生まれた団塊の世代が後期高齢者（75歳）に達し、社会の構造や社会保障費の急増などへの大きな影響、介護サービスのニーズが高まる一方で、深刻な介護人材不足に陥ると予測されています。

特にここ数年 圏域では介護支援専門員（以下、ケアマネジャー）不足が深刻であり、圏域内での居宅介護支援事業所の閉鎖が相次ぎ、昨年は予防給付の委託のみでなく介護給付を担当するケアマネジャーを探すことも困難な状況がみられました。そのような状況の中、地

域包括支援センターが担当する予防介護ケアマネジメント数が増えることで本来の業務に手が回らなくなるといった影響も出かねません。

ケアマネジメントを対象となるすべての高齢者に提供するために、地域包括支援センターはケアマネジメントの実践が可能な環境整備と個々の介護支援専門員へのサポートを行う必要があります。例年開催している地域の介護支援事業所に対する研修会をさらに充実させ、実践に活かせるようなものとして開催することで、居宅介護支援事業所に様々な情報を提供できると同時に連携を図ることにより、誰もが安心して介護予防事業や介護支援を受けられるようなシステムを構築してまいります。

また、単に支援につなげるだけではなく、地域における集いの場に自ら積極的に参加する等、社会とのつながりづくりに向けて支援をしていきます。生活支援体制整備事業等を活用した、多様な主体によるサービスの提供体制づくりや地域における集いの場への積極的な参加を推進します。

現在、認知症の人に対して地域での見守り体制の確立などが求められていますが、今年度も認知症高齢者等にやさしい地域づくりを行うための事業も実施していきます。具体的な取り組みとして、認知症の方やその家族が専門職などと相互に情報交換できる環境をつくるため、認知症カフェ（オレンジカフェ）の運営支援を行うと同時に、認知症サポーターやオレンジパートナーと連携し、支援を繋ぐ仕組みの強化に努めます。

3. 地域における公益的な取り組み

地域交流の場として尚仁堂の利用とともに、施設内にとどまらず地域に出向いて下記の事業を実施いたします。

実施に当たっては、原山地区社会福祉協議会、原山地区民生委員、児童委員協議会ならびに自治会と協働して行います。

(1) 青空体操教室

閉じこもりによる生活の不活発を防止する目的で、ひとり暮らし又は高齢者世帯で外出の機会の少ない方を対象者として、「尚和園 青空体操教室（介護予防講座・生活相談・健康体操）」を実施します。

実施に当たって、民生・児童委員及び地域の担い手養成研修修了者等のボランティアの協力のもとに、暑さ対策として8月と9月第1木曜日を除く第1木曜日と第3木曜日の月2回行います。

地域の交流の場として尚仁堂で行いますが、施設入居者の感染症発生時における隔離室として使用されている場合には、会議室や園庭を利用して事業を継続します。

(2) 高齢者ふれあいサロン活動および子育てサロン活動

原山地区での高齢者ふれあいサロン活動に、健康講座、アクティビティ活動、体操教室等の担当者として出向いて運営に参画いたします。

さらに、児童福祉分野である子育てサロン等の行事に対しても、場所の提供と企画運営への参画を行います。

(3) 原山地区社協サロン送迎サービス

原山地区社会福祉協議会主催の社協サロン及び福祉講座等の開催時に、参加を希望するものの会場まで歩いて行くことが困難な方に対して、園の車両とドライバーを提供して送迎サービスを行います。